

## 第2回野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会 会議録

### 1. 開催日時等

平成29年6月23日（金）午前10時00分～午後0時00分

於：野洲市役所 本館2階 庁議室

### 2. 委員等

〈出席委員〉

藤池聡委員長（前三上小学校校長）、西川照美委員（社会保険労務士）、  
大石孝太郎委員（滋賀県中小企業診断士協会代表）、奥郁子委員（野洲市学童保育連絡協議会代表）  
原田直樹委員（公募委員）、石田達委員（野洲市自治連合会代表、比留田自治会長）  
辻川眞由美委員（野洲市民生委員児童委員協議会代表）

〈欠席委員〉

大西理花子副委員長（野洲市校長会代表）

〈社会福祉協議会〉

井狩事務局長 水谷事務局次長 学童保育担当 益田課長補佐

〈野洲市役所〉

辻村政策監 赤坂次長 田中こども課長 井狩こども課長補佐 学童保育担当角田

### 3. 会議録

次第1【開会】

次第2【挨拶】

次第3【調査検討事項】「第1回委員会の振り返り等について」資料1

事務局：第1回目の委員会のご意見を受け、指導員や保護者等の意見の聞き取りが必要との意見がありました。このことを受けて、5/26に開催された学童保育運営協議会に出席し、土曜日保育の提案をしつつ主に指導員の方から「受け入れ態勢を整えるためにも利用定員の設定や特別支援児への十分な配慮等が必要」等の、意見の聞き取りをしました。

また、6/10に開催された学童保育連絡協議会に出席し、「延長保育が必要であること」「保育料の負担軽減のため減免について考慮してほしい」等保護者のご意見を直に聞き取りました。

また、学童保育の運営主体の社協と6/8・16の2回に分けて協議を行い、1施設での合同保育の件、指導員の柔軟な配置の件、延長保育の件、特別支援児の件等を協議しました。

また、保育料の計算に一部誤りがあったので、修正版を資料につけましたので確認いただきますようお願いいたします。

委員長：意見や感想があればお願いします。

一意見なし

続いて、「土曜保育のスキーム（案）について」および提言書案について事務局から説明願います。なお、本委員会で「提言書」としてまとめていく予定をしておりますので、委員の皆様、よろしく願います。

事務局：「土曜保育のスキーム（案）について」資料1・補足資料

前回の会議の内容と保護者会、指導員等のご意見を出来るだけ反映したものを一覧表にまとめました。また、これを提言書としてまとめました。

委員長：事務局の説明についてご質問や意見があればお願いします。

委員：利用定員の概ね40人とは大体何人ぐらいですか。

事務局：こどもの家については条例、規則、要領を定めています。平成18年に保護者会で基準書を作ってもらいました。その基準では、学童の定員数に対して許容できる範囲を1.15と定めた経過からすると、現状としましては、この数字が概ねのラインではないかと考えます。もちろん一人当たりの面積が、1.65の面積が必要ですので、それを逸脱しない形で、定員に対して1.15倍程度が適当と考えます。

- 委員：3/31が土曜の場合は除くとありますが、4/1が土曜になった場合はどう考えますか。  
臨時に申込みたい場合はファミサポ事業を利用とのことですが、保護者に周知していただけますか。  
就労証明書を添付してもらって申し込みを厳格にしていくことは大切だと思います。  
土曜日だけの利用者は受付しないということですか。
- 事務局：4/1は年度が替わっていますので、「クラス替え」という意味で3/31だけを想定しています。  
ファミサポの案内は7/15に開催されます保護者会の会議で、本委員会の報告と併せて案内させていただきたいと考えています。  
保育の必要性についてですが、学童保育事業は児童福祉法に則って運営をしています。  
そこには、「労働等」とあり、「等」をどこまで取り入れるかが、非常に難しいところです。  
例えば、保護者が病気の場合でしたら診断書の提出となり、保護者にお金の負担が発生します。  
就業等の証明は、「出来るだけ負担の無いような仕組み」と考えますので時間を頂きたいです。  
基本学童保育に通年または季節で申し込みされた期間のみ土曜保育を利用でき、土曜日保育だけの利用申し込みは、受け付けません。
- 委員：制度設計上延長保育に当たる部分については当初から組み入れることは必要と思います。  
2箇所を実施するという当初の案を1箇所にするということについて、2箇所を1箇所にする議論がされていないので、もう少し丁寧に説明をしてもらえますか。  
「地域住民との連携」というのは具体的にどのようなことですか。
- 事務局：2箇所から1箇所についてですが、土曜日保育を利用する方は、アンケート結果から月1から2回が多く、どの週に使用されるか判らないし、利用の無い場合もある。通年において2施設開所した場合は、1施設あたり40人に対して人数の上下動があり、出席が半分になった場合は、20名の出席が2施設になります。それぞれ指導員を配置する必要があります。1施設の場合は、各クラスに20名の利用人数なら、さらに合同保育をし、40名にして指導員の配置ができ、柔軟な対応が可能です。特別支援児についても事務的に1施設の方が情報共有しやすいと考えています。  
地域との関わりについてですが、土曜日ですので地域の催し物がある場合、学童も参加させていただき地域と交流が出来たらと考えます。また、送迎にかかる(駐車場等の)ところもご理解いただけたらと思います。
- 委員：就労証明には定期的に土曜日に出勤している方のみが対象と受け止められ、急な出張等の場合は使いにくい。土曜に出張等がある場合は、規定の2週間前に申し込みしていただければ使えるのですか。
- 事務局：想定としては、可能としたいと考えています。ただ、規定どおり利用月初日の2週間前に申し込みを頂くことを必須でお願いします。月に1から2回の利用を想定した月額金額を設定していますので利用できるように考えたいです。急な申し込みについては、ファミサポ事業をご利用いただきたいと思います。
- 委員：就労証明書ですが、どういう形の就労証明になるのですか。どの土曜日を出勤するかわかるシフト表のようなものをもって土曜出勤と考えるのですか。
- 委員長：1日だけのことに診断書は負担が大きいのではないですか。
- 事務局：正直未だ詰められていません。ただ、出来るだけ負担が少なくかつ確実に証明できるものを模索していきたいと考えています。  
一斉申し込みは市役所ですが、随時申し込みは日々保護者と接触する学童でしていただこうと考えています。利用者の家庭の事情を汲んだ中で証明の変わりになる物があれば、そういったものもありうるのかと思います。
- 委員：こちらで様式を作った場合は料金が要らないとか・・あればいいのですが。一日だけのためでしたら、負担が大きいと思います。
- 事務局：運営主体の社協と話を詰めて可能な限り負担を少なくした上で確実性を担保できる形で考えたいと思います。

委員：今回の修正した提案書案はよく検討され全般的に良い案と思います。ただ、現実的な運用で、前月の2週間前までに申し込みするというのは、ギリギリと思います。シフト変更等があった場合、土曜日保育の振替等ができるのですか。申込した日程や回数が固定されるのですか。

事務局：受付の際には、証明書類を信用するしかないと思います。振替等については、月額料金を設定しているので、当月内の変動は可能です。ただし、申込んだが、結局使わなかった場合の返金は出来ません。基本的に日割り計算はしないと考えています。

委員長：そのことをどこかに明記する必要があると思います。

事務局：先ほど1施設の開所について、1施設合同保育で支援単位を超過した利用人数になった場合の指導員の配置の想定はもう少し話を詰めたと思います。

事務局：概ねこの提言書(案)でご理解を賜れるのかと思います。一旦市で受けて、制度としてまとめて行きたいと考えます。

委員長：学童保育に対するニーズは様々であり、特に土曜日保育にかかる全てのニーズに答えることは非常に難しいところです。そうしたなか、指導員の意見や保護者の意見等を取り込んだ提言書案が可能な限りニーズに沿ったものであり、一定の方向性をお示してきたと思います。提言書をまとめるに当たり補足説明はありますか。

事務局：この提案書でまとめていただいたなら、今後、市ではこの提案書を受けて具体的な制度の検討をしていきたいと思います。

委員長：利用手続きなど細かなところはもう少し詰めていく必要はありますが、この提言書(案)を本委員会の提言として取扱してよろしいでしょうか。

—異議なし—

事務局：この後、事務作業のため休憩を頂き、その後提言書の提出としたいと思います。

—休憩 11:20 再開—

政策監：挨拶

#### 【市長提言書提出及び懇談会】

—市長登場—

—提言書を委員長より手渡し—

委員長：【概要報告】

こどもの家事業における土曜日保育の調査検討を行ってきました。こどもの家の運営面の安定化を踏まえ、本事業の趣旨やニーズ調査、近隣市の土曜保育の実態を鑑み、多様化する就労形態の中で可能な範囲で土曜日保育を実施していくことが望まれると結論付けました。

また、持続ある運営をしていくための制度内容について本提言書に具現化案で提示しています。

本計画がより熟度が高い計画となり様々な保育ニーズに答えることのできる制度になることを期待します。

#### 【懇談会】